

保育課

余裕活用型一時保育事業を実施する小規模保育事業所への支援について

在宅子育て家庭等の保育ニーズに対応するとともに利便性の向上を図るため、保育定員の空きを活用した余裕活用型一時保育事業を実施する小規模保育事業所を支援します。

1 現状と背景

(1) 現状

区では、在宅子育て家庭やパートタイム勤務の子育て家庭を支援するため、子育てひろば「あっぴい」や、区立保育園7園及び私立認可保育園2園で一時保育事業を実施しています。

(2) 背景

区の一時的保育事業では、利用者の多くが0～2歳児となっていますが、希望が集中し予約がしにくいとの声が寄せられています。

保育園の令和3年4月入園の申し込み状況は、0歳児クラスの申込率が前年度と比べ3.2ポイント低下しており、育児休業をなるべく長く取得していくという選択をする家庭が増加しています。

また、港区子ども・子育て支援事業計画では、今後、在宅子育て家庭における一時保育のニーズは増加すると見込んでおり、一時保育を実施する施設が近隣にない地域もあることから、潜在的な一時保育のニーズがあることが想定されます。

区では、平成31年4月から2年連続で待機児童ゼロを達成しましたが、2歳児クラスまでの児童の保育を行う小規模保育事業所では保育定員の空きが多く、年間を通して保育定員の約5割が空いている状況にあります。

令和2年11月に、区が区内のすべての小規模保育事業所と意見交換をしたところ、定員の空きを活用した余裕活用型一時保育事業の実施を前向きに検討したいとの意見が多数出されました。

2 余裕活用型一時保育事業の概要

余裕活用型一時保育事業は、児童福祉法施行規則第36条の35各号に定める設備及び運営に関する基準等（児童一人当たり面積基準や職員配置基準など）を遵守しながら、保育定員の空きの範囲内で、保育園や幼稚園を利用していない在園児以外のお子さんを一時的に保育する事業です。

小規模保育事業所が余裕活用型一時保育事業を行う場合、東京都（令和3年4月以降は港区に事務が移管）に届出を行う必要があります。

(1) 対象児童

保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない0～2歳児クラスに相当する乳幼児

(2) 利用可能日及び利用可能時間

利用可能日 当該事業所の開所日（月曜日から金曜日を基本）

利用可能時間 当該事業所の開所時間

（例：7時15分から18時15分まで）

(3) 利用料金の上限額（事業者が保護者から徴収する額）

1日4時間未満 1,500円

1日4時間以上 3,000円

3 区補助金額及び財政負担

区では、小規模保育事業所が余裕活用型一時保育事業を行う場合、利用児童1人につき次の金額を補助することとします。

1日4時間未満 利用児童1人につき3,860円

（国800円、都1,530円、区1,530円）

1日4時間以上 利用児童1人につき5,320円

（国800円、都2,260円、区2,260円）

4 事業開始時期

令和3年4月1日

5 今後のスケジュール（予定）

令和3年3月 区ホームページによる周知

4月1日 小規模保育事業所による事業開始

